

集団に基づく尊厳の侵害 —ヘイトスピーチに注目して—*

佐々木梨花・吉原雅人

概要

This paper aims to explain a way of group-based dignity harm, which we term the “invalidation of dignity.” This concept refers to a mode of harming dignity by undermining the status of a group—a status that functions as a precondition for individuals to be dignified. Section 1 outlines the motivation and the three explanatory desiderata for such a concept. Taking hate speech as a paradigmatic example, the paper shows that dignity can be harmed not only through direct personal insults but also through attacks on the social groups to which individuals belong. In order to account for such phenomena—especially in the context of minority groups—the explanation must meet three desiderata: (1) particularity—it must establish the normative link between group membership and dignity; (2) asymmetry—it must be sensitive to inherent asymmetries in power between groups; and (3) diffusion—it must illustrate the mechanisms by which group-level attacks can affect individual members. Drawing on S. Killmister’s (2020) conventionalist account of dignity, Section 2 refines her framework to better satisfy the latter two desiderata. Killmister’s theory contains ambiguities in the normative relationship between groups and dignity. The paper addresses this by integrating insights from social ontology, particularly regarding the constitutive rules that structure group status and the norms attached to such status. Section 3 then develops the concept of “invalidation of dignity” as a distinct type of dignity harm and argues that this concept successfully meets all three desiderata.

Keywords: 尊厳の無効化, 尊厳規範, ヘイトスピーチ, S・キルミスター, 社会集団, 構成的ルール

1 導入

本論文では、尊厳侵害のメカニズムの一つとして「尊厳の無効化 (invalidation)」を提示し、分析する。これを通して、ヘイトスピーチにおいて集団の地位に基づく尊厳が侵害されるとはどういうことかについて、無効化という観点によって説得的に説明できる場合があることを明らかにする。尊厳の無効化は、個人が尊厳を持ったり尊厳づけられたりするための前提条件としての集団の地位を否定

* CAP Vol. 16 (2025) pp. 562–588. 受理日：2025.4.12. 採用日：2025.12.9. 採用カテゴリ：研究論文（原著論文）. 掲載日：2026.1.1.

することによってなされる。このような尊厳侵害のメカニズムを論じることによって、ヘイトスピーチによる尊厳侵害を十分に捉え、従来見落とされていたヘイトスピーチによる集団への攻撃を批判するにあたっての前提を整理することが本稿の目的である*¹。

続く第2節では、このような目的の背景にある問題を提示し、本論文の説明の方針を示す。ヘイトスピーチを尊厳の侵害に訴えて告発することは往々にしてなされるが、あるヘイトスピーチがどのような過程・メカニズムによってターゲットの尊厳を侵害するのかは明確ではない。しかし、この点が明確ではないことによって、同様の尊厳への訴えがヘイトスピーチの擁護にも使えてしまったり、日常的にヘイトスピーチだと思われる事例を尊厳の侵害に訴えて批判できなかったりすることがある。このような問題に対処するために、本論文では、(1) 個別集団と尊厳の結びつきを示す、(2) 集団の間の非対称性に感応する、(3) 集団から個人への波及メカニズムを示す、という三つの条件を提示し、これらを満たす尊厳侵害の説明はヘイトスピーチを説明するにあたって、差し当たりもっともらしいと評価する。

第3節では、既存の尊厳侵害のメカニズムについての説明を検討し、批判点と評価すべき点を取り上げる。特に本論文では S. Killmister の尊厳侵害の説明に注目する。Killmister は、慣習主義的な尊厳の説明を洗練させることによって、個別集団と尊厳の結びつきを示すことに成功している。加えて、尊厳侵害のメカニズムについても、類型化することによってきめの細かい説明を可能にしている。Killmister の説明によっても一部のヘイトスピーチによる尊厳侵害は説明できるだろう。しかし、その説明が個人に注目したものになっていることによって、集団の間の非対称性に感応したり、集団から個人への波及メカニズムを示したりするには十分ではないと、本論文では評価する。それによって、説明が困難な事例も存在する。その背景には、集団と尊厳の規範的關係に曖昧な点があることを指摘し、この点をより整合的に解釈し直す。第4節では、尊厳の無効化を説明し、第2節で提示した条件を満たすことを示す。

ここで本論文の主張の射程を示しておく。第一に、本論文の主張は、ヘイトスピーチの中には尊厳の無効化というメカニズムの説明によって初めて十分に説明できるものがあるというものである。よって、あらゆるヘイトスピーチが尊厳の無効化を伴うということや、他の尊厳侵害のメカニズムについての説明はヘイトスピーチを全く説明できないということまでは主張しない。また、尊厳侵害を道徳的に不正にするもの／不正化要因 (wrong maker) の特定は本論文の射程外である。もちろん、本論文で論じる尊厳侵害は一定の道徳的悪さを含んでいるが、本論文で論じるのは、その根拠ではなくメカニズムである*²。第二に、本論文はヘイトスピーチを扱うが、これは尊厳の無効化が他の差別的な振る舞いや扱いにおいて生じないということを含意しない。むしろ、他の差別的な振る舞いや扱いも尊厳の無効化によって説明できる可能性を認めているが、その射程の画定には立ち入らない。第

*¹ 本論文では尊厳侵害の事例として差別的な言説や排除などの攻撃的な事例を提示することがある。

*² 第3節で検討する Killmister (2020, pp. 106–123) は、集団のメンバーシップに基づく個人の尊厳 (地位尊厳) が侵害に反対する請求を道徳的に正当化するのは、①請求が他者の抑圧を持続させたり悪化させたりせず、②尊厳の侵害によって被害が、他者に行動を修正する義務を課すに足るほど十分に重大であり、③実際に当該尊厳の侵害が生じている場合であるとする。ただし、これらの要件を正当化するには、さらなる道徳的基準が求められるだろう。また、個別集団の地位が道徳的な尊重に値することを示すには、尊厳侵害のメカニズムだけではなく、平等主義的な規範など実質的な道徳規範を参照する必要も考えられる。本論文ではこの論点には立ち入らない。

三に、本論文は集団の尊厳主体性についての主張を行うものではない。すなわち、集団が尊厳を持つような主体であるという主張を行うものではない。

2 説明の条件

ヘイトスピーチやその害を何によって定義ないしは特徴づけるかについては争いがあるものの、一つの有力な議論として、尊厳の侵害によってヘイトスピーチやその有害さが告発されることがある (Herz & Molnar, 2012, p. 31)。ヘイトスピーチは個人を名指しして侮辱を行うわけではなく、またランダムに特定された集団のメンバーに対して危害の予告・著しい侮辱・排除の訴えをするものでもない。すでに社会的にマイノリティである集団に対して、その集団への差別を助長することを目的にしたものである。このまさにマイノリティ集団を差別のターゲットにするという特徴と、差別の助長という攻撃方法の深刻さを重く見るならば、ヘイトスピーチが集団に基づく尊厳を傷つけるという告発は適切に見える。

しかし、このような告発は、集団というもののや、集団と尊厳との間の結びつきについての理解が曖昧な場合には、十分でないか、さらには問題があるものになってしまう。たしかに、私たちの日常的な理解でも、哲学的なヘイトスピーチ研究でも、ヘイトスピーチが本質的に集団に関わっているものだという点は共通認識であるだろう。しかしながら、個人を名指しして侮辱を行うわけではないにもかかわらず、集団という地位を対象にすることによって尊厳を傷つけるということがどのように可能なのかということは一見しては明らかではない。つまり、ヘイトスピーチが、どのようなメカニズムで集団を攻撃するのかという点には、十分な理論的検討がなされていない^{*3}。このような理論的状況を背景として、日本をはじめとする国々でのヘイトスピーチへの対応は、個人の名誉のような個人的法益の保護に注目したものになっており、集団への尊厳侵害的な影響への注目は困難になっている。たとえば、日本では 2016 年にヘイトスピーチ解消法が制定されているが、これは理念法にとどまりヘイトスピーチへの罰則や規制は存在しない^{*4}。それゆえヘイトスピーチの処罰や規制に相当する機能は、民法上の不法行為による損害賠償もしくは事前差し止めか、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪および脅迫罪としての処罰に現行法上は限られている。これらはいずれも、特定された個人の法益の保護を眼目とした制度であり、集団を標的にした攻撃の扱いには慎重になる (cf. 梶原, 2021; 櫻庭, 2021)。

本稿では、集団に基づいた尊厳の侵害についての説明を精緻化することによって、このような理論

^{*3} 尊厳に訴えたヘイトスピーチへの反対論としては Waldron (2012b) が有名であるが、Waldron も個人の人間の尊厳に注目した上で、歴史的に排除されてきた集団のメンバーの尊厳は事実上脆弱であることによって尊厳と集団の結びつきを説明する。これは、集団への攻撃と個人の尊厳の侵害が偶然的に結びついていることを指摘している。それに対して、本論文では集団への攻撃と個人の尊厳の侵害は、尊厳の構造において結びついており偶然的なものにとどまらないことを指摘する。ただし、本論文が指摘するヘイトスピーチによる尊厳侵害のメカニズムは、J. Waldron (2012b) の議論と排他的なものではない。注 14 も参照。

^{*4} 大阪市・東京都などいくつかの自治体では例外的にヘイトスピーチを行なった者の公表が条例で定められている (桧垣, 2021; 中村, 2021)。また、神奈川県川崎市や京都府京都市などではヘイトスピーチを伴う恐れのある集会のための公の施設の利用の制限、川崎市では継続してヘイトスピーチを行うものにヘイトスピーチを行なってはならない旨の命令、およびその命令違反の場合には罰金を課す仕組みを定めている (中村, 2021)。ヘイトスピーチ解消法は、第 4 条において「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」と定める。

の問題に対処し、よりもっともらしいヘイトスピーチによる尊厳侵害の説明を可能にすることを目指す。そのために、以下では、集団と尊厳の関係についての理解が不明瞭なままでは適切な扱いが困難であろう事例を提示しながら、ヘイトスピーチによる尊厳侵害の説明がさしあたり満たすべき3つの条件を特定する。本論文では、これらの条件を満たさない説明は差し当たり不適切だと考え、これらの条件を満たす説明を差し当たりもっともらしいと考える。その上で、これらの条件を満たす尊厳侵害の説明の一つとして、尊厳の無効化について説明する。

一つ目の事例は、集団による尊厳に訴えてヘイトスピーチを擁護するというものである。一方では、すでに述べたように悪質なヘイトスピーチに対抗するために、たとえ特定の自然人が名指しされていなくとも、ある集団に基づいて当該集団のメンバーの尊厳が侵害されていると訴えることが適切な事例がある。しかしながら、他方では、集団に基づく尊厳侵害という考えの不明瞭さに乗じて、次のような問題ある訴えがなされるかもしれない。

1. ヘイトスピーチの擁護

ある社会では集団 X が数的、ないしは社会的に優位であるという意味で質的にマジョリティである。対して、集団 Y は数的、ないしは社会的に劣位であるという意味で質的にマイノリティである。この社会では、X のメンバーから Y に向けてのヘイトスピーチがなされることがある。それに対して「それは集団 Y の尊厳を侵害している（告発1）」とヘイトスピーチに対抗的な告発がなされた。しかしながら、この告発1に対して「そのような発言こそ、集団 X の尊厳を侵害している（告発2）」とヘイトスピーチを擁護するような告発2がなされた。

この事例では、告発1は、適切にも集団に基づく尊厳侵害に訴えて、ヘイトスピーチを批判している。しかし、告発2では、ヘイトスピーチを批判することが集団 X の尊厳を侵害していると言われており、これは不適切に見える。これが不適切であるのは、集団 X と集団 Y の間の規模や影響力の違いや社会的な力関係を見無視していることによるだろう。告発2のように、集団の尊厳に訴えて、マジョリティ集団による帝国主義的歴史を否認したりヘイトスピーチを擁護したりするような表現に出会うと、集団に基づいて尊厳が侵害されるという考え自体を放棄したくなるかもしれない*5。

しかしながら、私たちは既に尊厳という価値に訴えることによって様々な社会正義を目指すようなコミュニケーションを行う社会の中で生きている。ヘイトスピーチを擁護するような告発に問題があるのは、その主張が集団の規模や力関係を見無視してなされることによって、社会正義に反する内容になっているということだけでなく、そのような融通無碍な尊厳概念の用法が、個人の権利を説明したり、その保護を要求する規範的な力を持ったりするものとして、尊厳概念が果たしてきた役割すら疑わしく見せることにもあるだろう。既に尊厳という概念を用いる社会に生きる私たちにとって、尊厳の適切な使用を可能にすることは有益である。このような認識に立ち、本論文では、集団的に尊厳が侵害されるという告発を放棄するというよりも、現実社会の中での集団間の力関係を考慮に入れ得る

*5 ヘイトスピーチの擁護のほかに、自民党の保守系グループ「日本の尊厳と国益を護る会」の青山繁晴参院議員らが2025年5月7日に「国会内の林芳正官房長官の事務所を訪ね、戦後80年の節目に合わせ石破茂首相が意欲を示している先の大戦の検証を中止するよう林氏に求め、首相宛の要請文を手渡した（毎日新聞 2025/05/07）」というように、マジョリティ集団の尊厳に訴えて自国の帝国主義的な歴史の否認が行われるなどの事例もある。

ものにすることで、集団の尊厳を侵害するという告発をより適切に行えるようにすることを目指す。

さらに、集団に基づく尊厳侵害についての理解が曖昧な場合には、十分に批判できないような事例にも目をむけよう。私たちは、集団に言及する侮辱が、法務省がヘイトスピーチとして例示するような「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」、「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は[昆虫や動物]だ」、というような、明白に侮辱的な文言にとどまらないことを知っている^{*6}。現実社会での尊厳侵害を批判可能にするという目的のもとでは、より隠微な仕方での尊厳侵害的な侮辱についても、集団に基づく尊厳の侵害として批判できる必要がある。ここでは、そのような説明上の課題として二種類の事例を提示する。

一つ目は、侮辱の対象となる個人以外が尊厳の侵害を受けるという事例である。

2. 非直接的侮辱

2.1 埋没のケース：ある社会では集団 X が数的、ないしは質的にマジョリティである。これに対して、集団 Y は数的、ないしは質的にマイノリティである。ある個人 S さんは Y のメンバーである。しかし、この社会での生活に馴染んでおり、いつも X のメンバーと間違われる。S さんは、もはや Y のメンバーとして直接侮辱を受ける危険には晒されていないが、S さんが目にする SNS や報道でのメッセージは極めて Y に敵対的である。

2.2 誤認のケース：ある社会では集団 X が数的、ないしは質的にマジョリティである。対して、集団 Y は数的、ないしは質的にマイノリティである。この社会で、ある犯罪事件が報道された。その際、各種 SNS では「犯人は Y だ！」という断定が流布した。しかし、犯人は実は X のメンバーだった。

次の事例は不可視化のケースである。

3. 不可視化^{*7}

ある社会では集団 X が数的、ないしは質的にマジョリティである。対して、集団 Y は数的、ないしは質的にマイノリティである。この社会において、「ここは X の国であり、X の土地である」「Y は本当は存在しない」など、Y がこの社会に生きていることを否定するメッセージが発された。

このような事例において、集団 Y はあたかも独自の集団ではないかのように扱われている。これは、Y への攻撃を直接に呼びかけるものではなくとも、集団 Y のメンバーにとっては深刻な侮辱になり得る。このような事例が集団に基づいて尊厳を侵害しているということを捉えるには、二つの要素が必要だろう。第一に、尊厳は、市民や人間のような一般的な基礎以外に、集団という個別的な基礎をもち、そのような集団に基づいた尊厳の尊重も重要だということを示さなければならない。第二に、

^{*6} 法務省 人権擁護局. https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html (最終閲覧：2025 年 12 月 20 日)

^{*7} このようなヘイトスピーチの事例としては、アイヌの先住性の否定や、文化の独自性の否定などが日本の事例では挙げられる（朝日新聞、2024/03/10）。また、より拡張的な事例としては「X か Y かなどは、関係ない。人間として互いを理解しよう」というような、不可視化を伴うマイクロアグレッションなども同様の尊厳侵害の事例となりうる。このような指摘は、実際にアイヌ語を日本語方言と呼び、アイヌの人々を日本人と（なんの留保もなく）表現することに対してなされる。他にも、同様の指摘は、手話を「手振り身振り」「ジェスチャー」などと呼ぶことなどに対してもなされている。

ヘイトスピーチの擁護事例と同様に、集団 X と集団 Y の間の規模や影響力の違いや社会的な力関係に感応的な説明が必要になる。

まとめると、尊厳に訴えて行う主張を現実社会においてより批判的力のあるものにすることという本論文の目的において、集団に基づいた尊厳侵害を説明するにあたって、応答すべき課題は以下である。

- 1 個別集団と尊厳の結びつきを示す（個別性条件）

尊厳は市民や人間のような一般的な基礎以外に、集団という個別的な基礎をもち、そのような集団に基づいた尊厳の尊重も重要だということを示さなければならない。

- 2 集団の間の非対称性に感応する（非対称性条件）

集団に基づく尊厳の侵害の生じ方の説明は、現実の集団間の規模や影響力の違いや社会的なマジョリティ・マイノリティとしての力関係に感応しなければならない。

- 3 集団から個人への波及メカニズムを示す（波及メカニズム条件）

集団に基づいた尊厳を侵害が、その集団というまとまりに媒介されて集団のメンバー全体に波及するというメカニズムを説明しなければならない。

本論文では、上記 3 つの事例のようなヘイトスピーチが尊厳を侵害するということを説明するには、これら 3 つの条件を満たした尊厳侵害の説明が要求されると思う。言い換えれば、これら 3 つの条件を満たした尊厳侵害の説明は、上記のような有害だと思われるヘイトスピーチの尊厳侵害を説明できるという点で、さしあたりもっともらしいと思う。本論文では、そのような条件を満たす集団の尊厳の侵害のメカニズムの説明として、「尊厳の無効化」を提示する。尊厳の無効化は、個人が尊厳を持ったり尊厳づけられたりするための集団の地位という前提条件を否定することによって、その集団のメンバーの尊厳の成立を脅かす。

3 集団の地位を前提とする尊厳規範

本節では、本論文が依拠する尊厳の理解を示す。まず、本論文は尊厳論全体の中では、慣習主義的な見解をとっていることを示す (2.1)。これは、尊厳が集団という社会的な基礎に依拠し、それゆえに社会的に傷つけられることがあるということを反映するためである。次に、その中でも特に尊厳の慣習主義的な面を明示する Killmister (2020) の議論を導入する (2.2)。最後に、集団の社会的構築についての説明を参照して、Killmister (2020) の議論を再構成し、尊厳の無効化を論じる準備を整える (2.3)。

3.1 脆弱で慣習的な尊厳

尊厳には、慣習主義 (conventionalist) と自然主義 (naturalist) という二つの対比的な理解が存在している (Perry, 2023; Zylberman, 2025)。本論文は尊厳が侵害される場面に注目し、特に集団に基づく尊厳侵害のメカニズムの一つについて論じるが、この議論は、社会的に尊厳が侵害され得る

ということを前提としている。この前提の基礎には、尊厳についての慣習主義的な理解がある。

自然主義的な尊厳の理解では、尊厳はある主体の何かしらの性質に基づいて打ち消しえない価値としてその主体が持つものだと考えられる。そのような性質として、典型的には自律性などの行為者内在的性質やその行為者が奪われえない形でもつ地位などが想定されてきた。しかしながら、このような尊厳の理解は、尊厳という価値の固有性を強調する一方で、尊厳の非尊重が尊厳にとって深刻な問題だということを説明することが困難であるという問題に直面する。

慣習主義はこの問題に対応可能である。慣習主義的な意味の尊厳は非人為的であったり本来的であるという意味で自然であるというよりも、社会的な営為によって基礎付けられ維持されているという意味で社会的なものである。それゆえに、尊厳は社会的に傷つけられたり逆に高められたりすることを重視する点が、慣習主義的な尊厳の理解の特徴である。これは、尊厳が拷問やプライバシーの剥奪、そしてヘイトスピーチなどの社会的な処遇によって傷つけられることがあるという点を理解するために必要かつ有用である。

もちろん、慣習主義に対しても批判がないわけではない (cf. Zylberman, 2025, pp. 16–17) ^{*8}。しかし、本論文では、尊厳が社会的な処遇によって損なわれるという現象に関心を持つことと、それが集団という社会的存在に関わるメカニズムでなされることを説明しようとするところから、慣習主義的な尊厳理解が有効な理論的資源になると考える。

その中でも特に Killmister は、尊厳は他者からの侵害に対して脆弱であることを認識し、それを説明できる尊厳の理解を目指す (Killmister, 2020, p. 19)。Killmister は、従来の慣習主義的な立場を単に踏襲するのではなく、それを社会集団の地位に関する説明として洗練させることで、尊厳が社会的処遇によって損なわれる現象をよりの確に説明し得る理論を提示している。また、尊厳の理解を描き出す過程で、尊厳が要求する尊重や尊厳の侵害について事例を豊富に挙げるという方法は、実際の尊厳の侵害を批判することへのコミットメントを示している。

さらに、M. W. Perry が Killmister の立場を関係的な側面をもつものとして位置付けるように、Killmister は少なくとも一部の尊厳を集団のメンバーシップに依拠したものとして説明し、その際に市民や人間といった普遍的基礎だけでなく、特定の社会集団という個別的な基礎に基づいた尊厳の尊重も重要であるとする。このように Killmister の議論は、尊厳が特定集団レベルでも成立し、その侵害が集団単位で生じうることを明確に示すことで、個別性条件を満たしている (3.2.1 で述べる)。

^{*8} Zylberman(2025, pp. 16–17) は、尊厳の慣習主義的理解は尊厳が道徳的な重要性を持つことを基礎付けるような、尊厳という価値の固有で犯しがたいという特徴を説明できず、言わば人の尊厳を経済的な価値と同様なものとしてしまうと批判する。しかし、ここでの Zylberman の批判には、応答可能である。第一に、Zylberman の批判は、尊厳の価値が社会構成的なものであるということについて、過剰に問題のある含意を想定している。仮に尊厳の慣習主義的理解が尊厳を経済的な価値と同様に描くとしても、筆者が所有するフライパンに対して持つような処分権を、ある人の尊厳に対して別の人がもつということは含意しない。同様に、尊厳が尊重によって社会的に構成される価値だとしても、それは尊厳を恣意的に奪ったり、損なったりしてもよいということは含意しない。第二に、尊厳の価値が社会構成的なものであるとしても、それによって尊厳が道徳的な重要性を持つことを基礎付けることに失敗するとは言えない。現に慣習主義者は、尊厳の不尊重がいかに尊厳を傷つけるかを示すことによって、そのような害を避けよという尊厳の尊重の要求が真剣なものであることを示そうとしてきた。この論証では、尊厳が根本的には尊重によって構成されるということは問題ではない。この点を補足すると、私たちは多くの社会構成的価値や性質に関わる道徳的实践に取り組んでいるが、そのような実践は問題となっている価値や性質が社会構成的であるからといって道徳的重要性のないものにはならないはずである。例として、名誉に関わる実践や、性差・人種に関わる実践を考えよ。

以上のような特徴から、本論文では Killmister による尊厳侵害のメカニズムの説明を出発点として、その説明を洗練させることで、集団に基づく尊厳の無効化という侵害メカニズムも説明できると論じる。この議論は Killmister の理論の単なる紹介や批判ではなく、無効化という独特の尊厳侵害のメカニズムを説明するために、彼女の集団基底的な尊厳の説明が出発点として機能することを論じるものである。

3.2 Killmister の尊厳の説明

ここでは、Killmister の尊厳の説明を紹介する。3.2.1 では、Killmister が個別性条件を満たす仕方で尊厳を慣習主義的に説明していることを示す。3.2.2 では、その展開として尊厳侵害について Killmister が示す説明を紹介する。3.2.3 では、この説明が導入で示した説明課題に応答できない点を指摘し、その背景には Killmister の尊厳の説明と尊厳規範の関係に不明瞭な点があることを指摘する。

3.2.1 Killmister の尊厳の説明と尊厳規範

Killmister は尊厳を、尊厳規範の適用が何に依拠するかと、その尊厳がどのような尊重を要求するかによって、個人的尊厳 (personal dignity)、社会的尊厳 (social dignity)、地位尊厳 (status dignity) の3つに分類する。本節では、P. Gilabert (2018) を参照しながら、Killmister の尊厳の理解を整理し、何らかの地位を持つことによって基礎付けられる尊厳（地位尊厳）と、その地位に基づいて尊厳規範に沿った振る舞いをするによって達成される尊厳（個人的尊厳・社会的尊厳/条件尊厳）に大きくは区分できることを確認する。また、この見解が、個別の社会集団のメンバーシップに依拠した尊厳についての議論を可能にすることも示す。

尊厳規範 (dignitarian norm) という考えは、Gilabert (2018) によって明確にされている。尊厳規範とは、尊厳を認め特定の仕方で尊重することを要求する規範のことであり、それが適用される地位としての地位尊厳 (status-dignity) と、その上で尊厳規範が守られる状態としての条件尊厳 (condition-dignity) が区別される (Gilabert, 2018, pp. 122-124)。この説明に従えば、「人権は尊厳規範である。それゆえ、人権は2つの仕方で尊厳に関係する。第一は、地位尊厳によって特徴づけられるものとして、人間が（その規範が宣言する）一定の義務的処遇を受ける権限を有することに沿った規範的立場に関わるものであり、第二は、条件尊厳によって特徴づけられるものとして、人間が、その義務的処遇を受けたとき（すなわち、規範が守られたとき）に享受する状態のことであり」（Gilabert, 2018, p. 122）。つまり、人権という規範的考えは尊厳規範であり、人権という尊厳規範が適用される地位として人間に地位尊厳を与え、実際に人権が守られることによって人間の条件尊厳は実現される。

Killmister は、それを守ることによって個人がより尊厳づけられ (more dignified)、それを守らないことによって個人が品位を落とす (less dignified) ような規範として尊厳規範を説明する。つまり、個人は尊厳規範の遵守という条件を満たす程度に応じて尊厳づけられる (more or less dignified)

(Killmister, 2020, pp. 24–25)*⁹。このとき尊厳規範は、ある主体が尊厳づけられることによって評価的尊重 (appraisal respect) にどの程度値するかの条件として働いている (Killmister, 2020, pp. 22–23)。評価的尊重とは、個人の達成によって与えられる尊重であり、これは個人の地位によって与えられる承認尊重 (recognition respect) と対比される (cf. Darwall, 1977)。尊厳規範の適用を受け、それを満たすことによって評価的尊重を要求する尊厳は、Gilbert が条件尊厳と区分するものである。

Killmister は、尊厳規範の適用対象がどのように定まるかに応じて、個人的尊厳と社会的尊厳を区別する。個人的尊厳は、個人が主観的にある尊厳規範を受け入れることによって、その尊厳規範の適用対象となることで生じる。ある規範の遵守によって個人がより尊厳づけられるには、その個人が当該規範を尊厳規範として受け入れていることのみが必要であって、その規範の内容についての制限はない。例として、道徳的義務・宗教的制限・エチケットの要求のような規範的要求としてみずから理解したことを守ることは個人的尊厳であると、Killmister は考えている (Killmister, 2020, p. 26)。

他方で、社会的尊厳は、ある個人が特定のコミュニティの一員であることによって尊厳規範の対象になることで構成される (Killmister, 2020, p. 29)。個人が社会的な尊厳規範の適用対象になるためには、その個人が当該規範を主観的に受け入れるということがなくとも、その個人が集団へのメンバーシップを持っていれば十分である*¹⁰。この社会的な尊厳規範の対象になることによって、個人は社会的尊厳を持ち、その規範の遵守の程度に応じて社会的に尊厳づけられる。社会的尊厳は、社会的な同輩に対して、その規範を守る程度に応じた評価的尊重を要求する。Killmister の挙げる例を示すと、私たちが公共の場で頭にスカーフを被ることが尊厳を保持することだとみなすコミュニティに属するならば、スカーフをかぶることによって社会的尊厳が守られるのである。Killmister は、個人的尊厳と社会的尊厳を区別することによって、普遍的な個人としての尊厳だけでなく、特定のコミュニティの一員であることによる尊厳を明示的に議論の対象にする。

なお上記の例にも現れているように、個人的尊厳を基礎付ける尊厳規範と社会的尊厳を基礎付ける尊厳規範の内容が重なっているという場合がありえる。たとえば、ある人にはその出自などによって本人の受け入れの有無と関係なく特定の宗教的規範を守ることが社会的尊厳の基礎となる尊厳規範として適用され、それと同時にその人が同じその規範を主観的に受容しており、その人にとっての個人的尊厳の基礎としてもその宗教的規範を守ることが働いているという場合である。

個人的尊厳と社会的尊厳はいずれも評価的尊重を要求するのに対して、地位尊厳は承認尊重を要求し、そのメンバー内での尊重を命じるような特定の категория に属することによって構成される (Killmister, 2020, pp. 32–3)。たとえば、人間の尊厳は、ホモ・サピエンスという種に基づく形で構成された社会的 category である人間に属することによる地位尊厳である (Killmister, 2020, pp. 35–37)。地位尊厳は、まさにその地位によって適切で相応しい扱いとして承認尊重を他者に要求す

*⁹ この尊厳に程度があるという考えは、古典的な尊厳の捉え方のうち、尊厳は個人のよい振る舞いを讃えるものであるという考えを受け継いでいる。

*¹⁰ Killmister は明示的にこのように述べるわけではないが、個人的に受容した規範を持っていなくとも社会的尊厳が侵害されるという事例を示している (Killmister, 2020, p. 31)。

る。このような尊厳は、Gilabert が地位尊厳と呼ぶものに相当する。ただし、Gilabert は人間としての地位のような普遍的な地位を想定して議論するのに対して、Killmister は、先住民族や特定の人種集団のような特定のコミュニティの一員としての地位も地位尊厳を構成すると明示する点が異なる。

まとめると、Killmister は個人や社会集団のメンバーとしてもつ地位によって基礎付けられた尊厳である地位尊厳と、尊厳規範を守るという条件を満たすことによって高められる個人的尊厳・社会的尊厳を区別している。Killmister は、この区別によって、それぞれの主体が実社会で所属する個別の集団に依拠して尊厳が基礎付けられるという尊厳の慣習主義的な様相を指摘している。社会的尊厳は社会的な尊厳規範の遵守によって高められ、地位尊厳は社会集団のメンバーであることによって付与されると指摘する。これは尊厳の慣習主義的な理解の中でも、より個別の集団に基づいた尊厳の理解とその尊重の必要性を説明しており、Killmister の説明は個別性条件を満たしている。

3.2.2 Killmister の尊厳侵害の説明とヘイトスピーチ

Killmister が、このように慣習主義的な説明を採用することによって達成しようとするのは、尊厳が傷つけられるという現象を説明することである。私たちは、様々な場面について尊厳が傷つけられると述べることによって、その場면을批判する。Killmister は、尊厳が侵害されるメカニズムには、個人的尊厳・社会的尊厳・地位尊厳のそれぞれについて毀損 (violate)、蹂躪 (frustrate)、破壊 (destroy) の3つがあると示している。これらは、いずれもヘイトスピーチのような実際の社会でのマジョリティからのマイノリティへの攻撃を捉えようとするものである。しかし、そのマイノリティ集団の地位を前提にしていることや、特定のメンバー個人への攻撃の効果のみに注目することによって、これらのメカニズムの説明だけでは波及メカニズム条件を満たすことが困難になっている。Killmister はヘイトスピーチに限られない様々な事例を通して、三つの尊厳侵害を説明するが、以下ではヘイトスピーチの例を通して説明する。

尊厳の蹂躪とは、個人が特定の尊厳づける規範を満たすことやある社会的地位によって要求される水準の尊重を獲得することを妨げることである (Killmister, 2020, pp. 61-62)。つまり、ある個人が尊厳規範を適用されることによって個人的尊厳や社会的尊厳を持ちうる存在であることは前提にした上で、その個人が尊厳規範を守り尊厳づけられることを妨げることが尊厳の蹂躪である。たとえば、集団 Y が自集団の誇りとしている伝統的な文化を維持・実践することを集団 X が実際に妨げることは尊厳の蹂躪に当たるだろう。仮に、集団 X から「そのような文化の保護はすべきではない」という表現がなされるとしたら、尊厳の蹂躪を試みていると言えるだろう。

尊厳の破壊とは、個人が特定の尊厳規範の対象になることや社会的地位にあること自体を否定することで、その個人が尊厳を持ったり尊厳づけられるための前提条件を否定することである。つまり、ある個人にとって尊厳規範があることや、社会的に尊厳規範を伴う地位やそれを構成する社会集団のメンバーシップが存在することは前提にした上で、そのような規範の適用をある個人に対して否定することが、尊厳の破壊である。尊厳の破壊は、排除 (excommunication) の一種である (Killmister, 2020, p. 66)。たとえば、体系的な狂気化・悪魔化・幼児化 (pathologized, demonized, or infantilized) が尊厳の破壊に該当する。なぜなら、集団 X のメンバーが、集団 Y のメンバーを狂氣的・反社会的で、そもそも社会的な尊厳規範を守ることができないものであるとみなすならば、も

はや集団 Y のメンバーが尊厳規範を守ることができるかどうかは気になれなくなるからだ。それによって、尊厳ある行為や生活ができないことがその人たちの尊厳の問題だと捉えられなくなるような軽視や無視を受け、尊厳の破壊が生じる。このとき、集団 X のメンバーにとって、集団 Y のメンバーが最低限の人権補償を受けたり、安全で平穏な環境で生活したりすることは負うべき義務として要求されるものではないということになってしまう。仮に、集団 X から、Y を非人間化する表現がなされるとしたら、このような尊厳の破壊が試みられていると言える。このように、尊厳の蹂躪と破壊はそれぞれのヘイトスピーチの表現が仮に現実化し、個人の生活に影響を与えたならば生じる尊厳の侵害を説明する。

尊厳の毀損とは、ある個人が特定の尊厳規範の対象になることや社会的地位にあることによって、特定の水準の尊重が本来は要求されることを前提にした上で、尊厳規範に反した行為をさせたり、ある行為を尊厳規範に反しているものと提示したり、尊厳規範に反した扱いをすることで、その個人に対してそのような尊重を実際には与えないことである。つまり、個人的尊厳や社会的尊厳について言えば、ある人がある尊厳規範の対象になることを前提にして、その個人に対してその尊厳規範を破らせたり、尊厳規範を破っていると侮辱したりすることである。また、地位尊厳について言えば、ある個人が本来は特定の尊厳を基礎付ける地位をもち、承認尊重に値することを前提にして、そのような尊重的扱いを行わないことである。

ここで、三つの尊厳侵害の説明について小括しよう。大まかにまとめるならば、尊厳の蹂躪は、尊厳規範を満たすことで個人が尊厳を増すことを妨げることである。尊厳の破壊は、個人が尊厳規範の適用対象であることを否定することで、個人の尊厳の基礎を失わせることである。尊厳の毀損は、尊厳規範を破らせることで個人が尊厳を下げることである。これらの説明は、いずれも個人的または集団的な尊厳規範の存在を前提にしており、またその侵害の対象やその効果が及ぶ範囲は、その攻撃を直接受ける個人であるという共通点がある。

	前提にすること	侵害のメカニズム
尊厳の蹂躪	個人が特定の尊厳規範を適用されることや、個人が特定の社会的地位によって尊厳規範を適用されること。	個人が特定の尊厳規範を満たすことを妨げることで尊厳づけられることを妨げる。または、社会的地位によって要求される水準の尊重を獲得することを妨げる。(尊重の水準を上げることを妨げる)
尊厳の破壊	ある尊厳規範が存在することや、尊厳規範を伴うある社会的地位(特定集団)が存在すること。	個人が特定の尊厳規範の対象になることや社会的地位にあることを否定して、尊厳への尊重の基礎を失わせる。

尊厳の毀損	ある個人が特定の尊厳規範の対象になることや社会的地位にあることによって、特定の水準の尊重が本来は要求されること。	尊厳規範に反した行為をさせたり、ある行為を尊厳規範に反しているものと提示したり、尊厳規範に反した扱いをすることで、その個人を尊重に値しないようなものとして提示し、尊重を与えない。(尊重の水準を下げる)
共通点	尊厳規範をもつ集団の存在を前提にしている	攻撃の対象や効果が及ぶ範囲は、その攻撃を直接受ける個人である。

表 1: 尊厳の蹂躪・破壊・毀損

さて、Killmister によるヘイトスピーチの尊厳侵害についての説明の検討へ移ろう。Killmister (2020, p. 34, p. 110) は、Waldron (2012b) を引きつつ、ヘイトスピーチとは、その対象となる個人に対して市民という地位に基づいた尊重を否定する地位尊厳の毀損であるとする。たとえば、「どこそこにいる Y は不法に我が国を占拠している」などと集団 X のメンバーが表現することは、特定の場所に存在する集団 Y のメンバー個人を特定した上で、その人たちが法を遵守するという市民的な尊厳規範を守らないかのように表現するという侮辱によって、その人たちの尊厳を毀損していると言える。たしかに、マイノリティ集団に属する個人は實際上、市民としての地位尊厳を毀損する表現に出会う機会が多く、その場合に地位尊厳の毀損として尊厳侵害を説明することができるだろう。

このような説明は、差別的なメッセージが被差別集団のメンバーに伝えられることの有害さを基本的には捉えているが、尊厳の毀損に基づく説明は、この表現が公然とされるのか、公然とはされないのかの間の違いは捉えられない*¹¹。この例を引き継ぐと、「どこそこにいる Y は不法に我が国を占拠している」と、当該被害者に対して手紙を送りつけることと、その場所において公然と表現することとの間には、その尊厳侵害のなされ方や影響の範囲について違いがあるだろう。通常、ヘイトスピー

*¹¹ 匿名の査読者から、対象集団のメンバーには決して知られることがない行為（ネオナチ団体の正会員だけが参加できるイベントでの人種差別的発言など）は、ここで指摘するような意味での公然性を伴わないとしてもヘイトスピーチを構成するのではないか、本論文が指摘する尊厳の無効化はこのような仲間内での差別的言動をどう扱うことができるか、という問題提起をいただいた。尊厳の無効化についての本論文後述 4.2 での説明の通り、尊厳の無効化は差別的発言が公にされ、社会的にマイノリティ集団の存立を否定する宣言が発せられ、それが受け入れられることによって生じる。よって、仲間内での差別的言動によって直接的に尊厳の無効化が生じることはないだろう。ただし、仲間内での差別的言動が繰り返され、マジョリティの人々の中でマイノリティ集団の存立を否定するような認識が醸成された場合には、無効化に近い効果が生じるか、公的なヘイトスピーチによる無効化が生じやすくなるかとする可能性がある。仲間内での差別的言動による尊厳侵害は、Killmister による尊厳の毀損として説明できるだろう。このことは、ヘイトスピーチによって尊厳の毀損が生じる場合と尊厳の無効化が生じる事例の違いを示す。尊厳の無効化が生じるには、単にマイノリティ集団の存立を否定するという尊厳を持つ人への不適切な扱いがなされるだけでなく、その宣言が社会に広がり、人々に受容される必要があるのに対して、尊厳の毀損は尊厳を持つ人が適切に扱われ損ねることだけで十分なのである。

チとは前者というよりも、後者を典型とする。ここで、特に後者の場合の公然性に起因する尊厳侵害を考えてみよう。公然と差別的な表現が行われている場合には、その表現がなされた時に、そのエリアに存在した集団 Y のメンバー以外にも尊厳侵害が及ぶように思われる。仮に、直接にその表現に立ち会うことになった集団 Y のメンバーがいなかったり、そのエリアの住人に集団 Y のメンバーが実は含まれていなかったりしたとしても、その表現が公然とされることによって、その集団 Y のメンバー全体にとって尊厳侵害がなされているように思われるだろう。つまり、侮辱の尊厳を侵害するような効果が、集団を通じてメンバー全体に波及するというメカニズムが働くのである^{*12}。

しかし、尊厳の毀損は、ある個人が尊厳規範に反した扱いを受けることによって、その個人の尊厳が侵害されるメカニズムについての説明である。よって、そのような侮辱に直接晒されない集団 Y のメンバーの尊厳侵害の説明には曖昧さを残す。侮辱の公然性に関連する事例として、Killmister (2020, p. 57) は黒人青年の死を見せ物のように報道することの尊厳侵害について論じる。そこでは、このような報道は、その青年の尊厳を侵害するだけでなく、市民が私たちの一員として互いに負う規範を破って見せているという点で、その報道を目にする市民全体の地位尊厳の毀損だと主張される。しかし、このような説明は、この報道が特に黒人の人々の尊厳に対しての侵害を伴うことを説明できない。また、この報道を目にした市民への尊厳毀損のみを問題にしておき、そのような報道がなされる社会に生きる黒人の人々の尊厳毀損については論じきれていない。この点は、集団の間の非対称性条件を満たさないだろう。より重要なのは、Killmister は報道のような、公的な表現が広範な人々の尊厳に影響を与えることには目を向けつつも、それが社会の中の様々な集団ごとに影響を与えるということを捉えられていない。これは、波及メカニズム条件を満たしていないことによるだろう。

3.2.3 Killmister の説明の限界

ここまでで、Killmister の説明は集団の間の非対称性条件と波及メカニズム条件を十分には満たしていないということを示唆した。ここではまず、ヘイトスピーチの擁護・非直接的侮辱・不可視化の事例について、Killmister がどう応答可能かを確かめることによって、この示唆が妥当であることを示す。その上で、この背景には Killmister の説明における尊厳規範の規範的性格の不明瞭さがあることを指摘する。

さて、Killmister が比較的容易に説明できそうなのは、ヘイトスピーチの擁護の事例である。ヘイトスピーチの擁護については、先の黒人青年の死の報道の例への Killmister の評価が参考になるだろう。ここで Killmister は市民としての尊厳規範に訴えて、マイノリティを貶める報道が市民全体の尊厳を毀損すると述べる。この応答からは、Killmister は市民としての地位尊厳には（マジョリティ、

^{*12} 匿名の査読者から、ヘイトスピーチに限らず、たとえば黒人が多い居住地域出身者を不利に扱うという事例のように、差別的扱いについてもその攻撃の対象者と直接にその扱いを受ける人とが一致しないケースがあるという示唆を受けた。本論文はヘイトスピーチを説明する尊厳侵害のメカニズムの一つとして尊厳の無効化を扱うが、これが他の差別的言動による尊厳侵害を説明する可能性を否定するものではない。このような事例についても、それによって黒人は尊重を受けるに値する集団ではないというメッセージが発せられ、社会的にその宣言の受容が促されれば、ヘイトスピーチによる尊厳の無効化が生じると指摘できる。ただし、間接差別についての説明や、差別の悪さについての説明によっては、尊厳の無効化を指摘するのは異なる仕方であり、このような差別的扱いの問題を指摘することになるだろう。本論文では、これについて深くは立ち入らない。

マイノリティ間での) 平等のような規範が存在すると想定していると考えることが可能である。ヘイトスピーチの擁護はこの尊厳規範に反すると述べることができる。このような応答は、本当に市民的な尊厳規範にはそのような規範が含まれているのかという市民的尊厳規範の内容へと問題の所在を変更することによって、一定程度非対称性条件を満たすだろう。しかしながら、この応答は、ヘイトスピーチの擁護というような恥ずべき行為によって市民集団のメンバーの尊厳が侵害されることは説明できる一方で、とりわけ当該マイノリティ集団のメンバーの尊厳が侵害されるということは説明できない。ヘイトスピーチの擁護が一般市民にとって恥ずかしいことだというだけでなく、ヘイトスピーチのターゲットとなるマイノリティ集団のメンバーにとって攻撃的であるという点も捉えられなければ、十分に非対称性条件を満たしたとは言えないだろう。

不可視化の事例については、社会的尊厳の蹂躪だと考えることができると思われるかもしれない。すなわち、個人が自集団において尊厳づけられる行為として、たとえば Y 固有の食文化を有することを妨げられていると思われるかもしれない。しかし、事例はより複雑である。つまり、Y のメンバーは Y 固有の食文化を有し続けているが、集団 X のメンバーからはそう見做されないということが問題になっているのである。ここでは、先述の非対称性条件を十分に満たさないことの問題がより明らかになる。この事例で、集団 X のメンバーからは Y の固有性が承認されないことがとりわけ問題なのは、集団 Y と集団 X との間に非対称な力関係が存在するからだ、直観的には考えられる。しかし、この点を Killmister の説明が扱うことに苦慮することは先に指摘した通りである。非対称性条件については、先述の通り市民的な尊厳規範の内容に訴えるという応答は可能であるが、不可視化についても市民一般の尊厳の侵害に訴えることは、問題の的を射損ねているだろう。不可視化の問題に対処するために必要なのは、市民としての一般性の承認ではなく、集団としての固有性の承認だからだ。そこで重要なのは、マイノリティ集団のメンバーの尊厳が、そのメンバーシップに基づいて非対称に侵害されるという点である。

非直接的侮辱の事例についても、説明が困難だろう。というのも、Killmister が挙げる尊厳侵害のメカニズムの詳細な説明は基本的に尊厳を侵害するような攻撃に個人が直接晒されるという状況を想定しているからだ。そうではない黒人青年の死の報道の事例については、市民一般の問題として捉えており、黒人集団への影響を特に鑑みるには至っていない。誤認のケースにおいて「犯人は Y だ!」という断定は、実のところ特定の個人としての Y のメンバーを攻撃し損ねているので、Killmister による尊厳侵害の説明にあてはまらない。これに対して、個別の Y のメンバーが犯罪を犯したと侮辱するだけではなく、Y のメンバー全員が犯罪を起こす傾向が高いというような意味で Y の全てのメンバーは市民としての尊厳規範を満たさないという提示がされており、これによって尊厳の毀損が行われていると説明することができるかもしれない。このような説明も、有効な尊厳侵害の説明であり、これを排除する必要はない。しかしながら、この対応は「犯人は Y だ!」という侮辱が対象とする Y に当てはまる全員が属するような社会的地位がどのように確定されるのかという問題を残す^{*13}。

さらに、このような全員への侮辱という説明だけでは、埋没のケースについて十分ではない。埋没

^{*13} 刑法学では、「東京市民または九州人」といった、大規模な集団、不特定多数人に向けられた侮辱は、被害者の特定を欠くために不可罰だとされてきた。これが、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪によるヘイトスピーチへの対処を困難にしている。日本とドイツの状況について、櫻庭（2021）を参照。

のケースの場合は、Y のメンバー全員が犯罪を起こす傾向が高いという提示がなされている一方で、S さんは Y のメンバーだと見做されないことでその提示に該当しないものとして扱われているからである。S さんが尊厳の毀損を受ける状況とは、S さんに Y の尊厳規範が適用されること前提に、他者がそれに反する扱いをすることによって尊厳を下げることである。ここで、たとえば S さんの前で「Y は犯罪者だ」などと述べることで Y 全員を侮辱する者やそれを聞く人々は、S さんに Y の尊厳規範が適用されることを前提にしておらず、それゆえこの場面では S さんは尊厳を毀損されるための前提条件を満たしていない。よって、S さんについては尊厳の毀損が免じられることで、（他に尊厳侵害の説明がないならば）尊厳が侵害されていないことになってしまう。それは、Killmister が、侮辱的な言説が直接向けられる個人の尊厳についてのみ論じていることに由来する。Y への差別的な言説が、S さんに直接向けられることによってではなく、S さんのメンバーシップによって S さんの尊厳を侵害するということが説明されなければ、埋没の事例は上手く扱えないだろう。

また、S さんは差別的な言説による尊厳侵害を免じられる代わりに、他の尊厳侵害を受けていると考えることで、Killmister の説明でも十分だと考えられるかもしれない。S さんが Y であるようには見えない生活をしているのは、マジョリティのように振る舞った方が生活しやすい状況に S さんが合わせざるを得ない状況だからであり、これは尊厳の蹂躪であるという可能性がある。しかしながら、尊厳の蹂躪も S さんに Y の尊厳規範が適用されること前提にして、S さんがその尊厳規範を守ることを妨げられるというものであり、上記の尊厳の毀損による説明と同様の困難に直面する。

以上は、尊厳の毀損や蹂躪によっても S さんが受ける尊厳侵害が説明されることを妨げるものではない。特にヘイトスピーチによってもたらされる、S さんが Y のメンバーとして現れた際に受けるであろう尊厳の毀損・蹂躪・破壊への予期は、S さんが自分について隠して生きることを余儀なくするだろう。しかし、S さんが被る侵害は、このような尊厳侵害の予期だけに限られないと直観的には思われる。S さんは、直接に Y のメンバーとして名指されて侮辱されずとも、Y へのヘイトスピーチによって既に尊厳を侵害されているように思われる。これを説明するためには、Y のメンバーとしての S さんが直接攻撃されずとも、S さんが Y のメンバーシップを持つことを介して S さんの尊厳が侵害される波及メカニズムの説明が必要になる。

Killmister の説明は、マイノリティ集団のメンバーの方が、市民としての地位尊厳を毀損する表現に出会う機会が多いことや、尊厳の破壊・蹂躪を訴えるような表現の対象にされることが総量として多いという非対称性は捉えられると考えられるかもしれない。しかしこれは、尊厳侵害のメカニズムやその過程について、非対称性を捉えているわけではないので、本稿が提示している非対称性条件を満たすものではない。この点は、このような侵害を受ける機会の量的な比較では、個々の侵害の容態や深刻さにおいて、マジョリティとマイノリティの間での違いを捉えるものではないからだ。

以上から、Killmister は非対称性条件と波及メカニズム条件を満たすという課題には十分ではないことを確認した^{*14}。第 4 節では、個別性条件だけでなく、非対称性条件と波及メカニズム条件をも満

^{*14} なお、Killmister (2020, p. 34, p. 110) が依拠する Waldron(2012b) は、ヘイトスピーチが単なる個別的侮辱ではなく、ある社会における公共的な表現であることの効果を捉えている。すなわち、Waldron(2012b) によれば、ヘイトスピーチは尊厳ある市民が市民として享受する公共財の一つである安心を侵害するために、尊厳の侵害である。ヘイトスピーチが特にマイノリティ集団に対して有害であるのは、当該社会において歴史的に排除されてきたことによって、

たす、ヘイトスピーチによる尊厳侵害のメカニズムの説明の一つとして尊厳の「無効化」を詳述する。

その前に本章の残り(3.3)を割いて、Killmisterの慣習主義的な尊厳の説明を、集団に基づく規範という観点からより説得的に再構成する。というのも、Killmisterによるヘイトスピーチの尊厳侵害の説明が非対称性条件と波及メカニズム条件を十分に満たさないことの背景には、Killmisterの説明する尊厳規範の規範的性格について曖昧な点が残っていることがあるからだ。第一に、社会的尊厳と地位尊厳はいずれも集団のメンバーシップに依拠して尊厳を説明しているにもかかわらず、この二つの尊厳同士がどのように関わっているのかは明らかではない。これに関連して、第二に、Gilabert(2018)では明確だった尊厳規範が尊重を要求するという規範とその効果の対応関係が不明瞭である。Gilabert(2018)は尊厳規範の適用対象であることが承認尊重を要求し、尊厳規範の遵守が評価的尊重を要求すると論じるのに対して、Killmisterは、尊厳規範の適用対象であることには言及せず、尊厳規範の遵守が評価的尊重を要求する(社会的尊厳)とのみ尊厳規範については述べる。承認尊重を要求する根拠になるのは、社会集団のメンバーシップである。

このように説明が統一的ではない、ないし明瞭ではないために、尊厳規範の遵守が誰に要求されるのかという問題や、その不遵守の影響範囲がどの程度かという問題と、集団のメンバーシップの間にギャップがあり、数々の疑問が生じると考えられる。たとえば、ある主体が尊厳規範の適用対象になるかならないかという問題と尊厳の関わりをどう説明するべきだろうか。この点に、集団のメンバーなのかそれとも外部者なのかということや、集団間の力関係は影響するだろうか。これは、集団の間の非対称性に感応するという課題を果たす上で、明確になるべき点だろう。また、なぜ社会集団のメンバーシップが承認尊重を要求するという規範的效果と結びついているのだろうか。これは、集団から個人への尊厳侵害の効果の波及を説明する上でも、その前提となる集団と個人の尊厳の関係を明らかにする必要があることを示すだろう。

続く3.3では、Killmisterの慣習主義的な尊厳の説明を、集団に基づく規範という観点から、より説得的に再構成する。これによって、個別性条件、非対称性条件、波及メカニズム条件を満たす、尊厳の侵害のメカニズムの一つである尊厳の無効化の説明への準備を行う。

3.3 尊厳規範と集団の地位

Killmisterの説明では、尊厳は個人的尊厳、社会的尊厳、地位尊厳の三つに分けられ、個人的尊厳と社会的尊厳は個人による尊厳規範の遵守という観点から、地位尊厳は個人が属する集団のメンバーシップという観点から説明されている。しかし、前節で指摘したように、社会的尊厳と地位尊厳はどちらも個人が特定の集団やコミュニティに属することを前提とするにもかかわらず、特定集団に結び

マイノリティ集団の安心はより脆弱であるからである。このように、歴史的に市民的な尊厳が獲得されてきたものであることを強調することで、Waldron(2012b)は、ある攻撃的な表現の危険性判断において表現の公共性を勘案することを可能にしている。これは、事実上特定の集団が歴史的に他の集団よりも排除に脆弱であるということを、ヘイトスピーチの害の評価のための考慮に入れることによって、非対称性条件を満たしている。また、ヘイトスピーチが集団ごとに影響を与えるという点も捉えており、波及のメカニズムを詳細に描くわけではないが、波及メカニズム条件の要点は捉えた説明になっている。しかしながら、市民という一般的な地位に訴えることによって、個別性条件を満たし損ね、特に個別の集団の不可視化の事例の説明には苦勞するだろう。

ついた尊厳規範の遵守によって評価の尊重を受けることと、特定集団の一員であることで承認尊重の対象となることが別の尊厳のあり方として特徴づけられている。そして、社会的尊厳と集団のメンバーシップの結びつきが明確でないために、その尊厳規範の適用範囲や集団間の差異が十分に捉えられていない。そこで、本節では、社会的尊厳と地位尊厳に共通する集団のメンバーシップの観点から「尊厳規範 (dignitarian norms)」を説明し、ある人が特定の社会集団の一員であることを条件に、特定の扱われ方を規定する規範が当人や周囲の人に対して行為を指図するという、集団の地位を前提とした尊厳の説明を試みる。この規範の構造に注目することで、両者の尊厳の共通基盤について理解することができる。

本節の議論は、尊厳規範が慣習的規範であることを前提として、それが集団の地位と密接に結びついていることを説明するものであり、したがって Killmister の慣習主義的な尊厳理解と一致する。ここでは、Killmister も参照している社会存在論における社会的カテゴリーの地位の構成に関する議論を参考に、集団を社会的に構築するルール（規範）の役割を確認することで、集団の地位と結びついた尊厳規範の捉え方を提示する (cf. Killmister, 2020, pp. 116ff.)*¹⁵。現代の社会存在論において、集団や社会的カテゴリーとそれを構成するルールの関係についての標準的理解とも言える J. R. Searle (1995; 2010) *¹⁶の分析に従えば、ある個人が特定の社会集団に属し一定の地位を得る条件は、その集団の「構成的ルール (constitutive rule)」に規定されている。Searle は、ある対象に特定の社会的カテゴリーの一員としての地位を割り当てる構成的ルールを「宣言 (declaration)」という言語行為の一形式と考えている*¹⁷。Searle によれば、社会的カテゴリーの地位に関する宣言は、社会の一定の範囲で集団的に受け入れられる (accepted) / 承認される (recognized) ことによって、実際に地位を創出することに成功する。この宣言としての構成的ルールは以下のような形式で表現される (Searle 2010, pp. 9–10)。

(CR) X counts as Y in C 〈条件 C において、X は Y とみなされる〉

Killmister も、集団の地位について説明する際に、——構成的ルールの曖昧さと不確定性に注意を促しながらも——集団的に受け入れられた構成的ルールが規定する条件 C を満たすことによって個人が何らかの地位を獲得するという、Searle の説明に依拠している。そして、この地位に基づいて、集団のメンバーシップを否定されることや集団のメンバーシップに結びついた尊厳規範に従って扱われないことが、尊厳の毀損として論じられる。Killmister によれば、これが地位尊厳の毀損であり、このメカニズムでの尊厳の侵害を証明するためには、「問題となっている行為が実際に地位尊厳を侵害するものでなければならない。つまり、私たちは当該の人間の種類 (human kind) の一員でなければならない、私たちが要求している扱いを受けるための規範が、実際にその人間の種類に適用されなければならない」(Killmister, 2020, p. 120)。

*¹⁵ 社会集団の存在論については、Richie (2015) や Ásta (2018) も参照。

*¹⁶ Searle は学生へのセクシャル・ハラスメントで告発と処罰を受けている (<https://dailynous.com/2025/09/28/john-searle-1932-2025/>。最終閲覧：2025 年 12 月 20 日)。セクシャル・ハラスメントを容認しないことを明示し、読者が意図せずトリガーとなる情報に曝露する危険性を軽減するために本注を付す。

*¹⁷ Searle はこれを「地位機能宣言」と呼ぶ (Searle 2010, p. 13)。

ただし、Searle によれば、構成的ルールは、既存の行為を命じたり禁止したりする統制的ルール (regulative rule) からは区別される、社会的カテゴリーそのもの（あるいは、社会的カテゴリーの地位）を成り立たせるルールである。このことから、特定のふるまいを規定する社会集団の尊厳規範と構成的ルールがどのように関わるかは一見して明らかではない。

これに対して、F. Hindriks と F. Guala は、構成的ルールが対象の地位と結びついて特定の行為を要求することを指摘している。彼らによれば、構成的ルールは、社会的カテゴリーの構成を実際に担う行為主体の行動を嚮導するルールとして、次の二つのルールの連言に翻訳されなければならない (Hindriks & Guala, 2015, pp. 467ff.)。

基底ルール：If C then X is Y

〈もし条件 C が満たされれば、対象 X はカテゴリー Y とみなされる〉

地位ルール：If Y then Z

〈もし Y であれば、Z せよ／するな／してもよい〉

連言ルール：If C then X is Y, if Y then Z

〈もし条件 C が満たされれば、対象 X はカテゴリー Y とみなされ、カテゴリー Y であれば、Z せよ／するな／してもよい〉

基底ルールはある対象が特定の地位を有するカテゴリーとして数え入れられる条件を規定し、地位ルールはあるカテゴリーに数え入れられた対象がその地位を実現するために何が要求されるかを規定する。ある集団に固有の地位を有することは、そのために要求される特定の条件を満たしていることを意味する（基底ルール）。また、連言ルールの定式から明らかなように、翻訳された構成的ルールは、ある対象 X が特定の社会的カテゴリー Y に属するとき、ルールの名宛人に行為 Z を要求する（地位ルール）。すなわち、社会的カテゴリー Y の地位は、その扱いを命じるルールと結びついている。この結びつきは、Gilbert が尊厳規範について指摘するところと重なっている。「尊厳規範には、個人の尊厳の基礎を構成する価値のある特徴を支える（尊重し、保護し、促進する）義務が含まれる」（Gilbert, 2018, p. 129）。個人の尊厳の基礎には、その人が属する集団の地位があり、尊厳規範はそれを前提としてその地位を支えるような特定のふるまいを規定するものである。

ここで重要なのは、社会的カテゴリーの地位とそれを構成するルールの規範的な力を支えるのは、個人の主観的な態度ではなく、ルールの受容・承認だという点である。すなわち、ある集団がどのような地位を有し、どのように扱われるべきかは、その集団をとりまく周囲の人々が当該集団を実際にどのように扱っているか、どのように扱うべきものとして認識しているかに依存する。また、ある個人がどういった集団に属するか、それゆえどのような地位を有するかは、当該個人が自認するアイデンティティなどの主観的な要素や個人的な規範遵守ではなく、当該個人が周囲の人々にどのように扱われているかに依存する。

もちろん、このことによって集団の地位や構成的ルールの正当性が保証されるわけではないし、さらに言えば結局のところ、集団の地位は周囲の人々が当該集団をどのような対象としてみなし行動しているかについての事実左右される。しかし、この構造こそが集団の地位に基づく尊厳が慣習的で

脆弱であることを説明しているのである。その地位を承認する周囲の人々の規模や影響力の大きさが尊厳の侵害を考えるにあたっていかに重要な要素であるかは後述するが（4.2 節）、社会的カテゴリーの地位と、それに基づく尊厳規範の規範性は、個人の主観的な帰属意識などではなく、集団の承認、すなわち特定の対象を周囲の人々がどのように扱うかというふるまいによって規定されている。

たとえば、埋没の事例において S さんがどの集団に属しているかの自己認識は（少なくとも集団の地位に基づく尊厳の帰属にとっては）重要ではない。集団への帰属は S さんが客観的に見てどのような特徴を有しており、その性質が周囲の人々によってどのような集団の構成的な特徴とみなされるかによって決定される。したがって、S さんがどのような規範を遵守しているかは S さんの個人的・社会的尊厳にとって重要な問題であり、さらにそれは集団の構成的な特徴（メンバーシップ条件）にもなりうるが、尊厳規範の遵守とメンバーシップ条件の充足とは差しあたりは独立しており、別問題である。そうした構成的な特徴を持つ集団に対してある一定の扱いが要求されるにもかかわらず、S さんに対して集団の地位に基づいて要求される扱いをしないことこそが尊厳侵害とみなされるのである。ここでは、個人の特徴に基づく集団への帰属、すなわち地位の問題と、個人に対する扱いの問題が区別されている。

そして、尊厳規範をこうした社会的カテゴリーの構成における地位ルールに相当するものとして捉えれば、尊厳を地位尊厳（status-dignity）と条件尊厳（condition-dignity）の二つに区別した Gilabert の要点が明確になる（cf. Gilabert, 2018, p. 122）。ある人が尊厳を持つということは、特定の条件を満たすことで特定の地位を有するカテゴリーに数え入れられるということである（地位尊厳）。また、当該カテゴリーがその地位を有するために、あるいは、その地位を維持するために、一定の行為が要求される（条件尊厳）。尊厳はこの二つの次元で理解される。

基底ルールと地位ルールの分析は、Waldron が提示する尊厳の「卸売（wholesale）」的な捉え方と「小売（retail）」的な捉え方に対応させることもできる（Waldron, 2012a, p. 22）。前者は一般的な地位としての尊厳であり、後者はそれを保護し支える個別の規範を指す。Waldron は両者が統合的に理解されるべきだと考えているが、上述のような連言的ルールとして尊厳規範を分析することは、集団に結びついた地位とそれが要求する行為の関係を明確化できる。つまり、基底ルールの条件を満たすことによる地位の獲得は、卸売的な尊厳に、それに基づく地位ルールとしての尊厳規範は小売的な尊厳に、それぞれ対応するのである。尊厳を持った主体としての地位は、それを扱う特定の行為を命じる規範と独立ではなく、むしろそれらによって構成され支えられているのである。

このように考えると、Killmister によってなされた社会的尊厳と地位尊厳の区別は、その尊重が尊厳規範の遵守かどうかという観点からではなく、規範の名宛人（尊厳づけられる側か尊厳づける側か）と尊重のあり方（評価的尊重か承認尊重か）の観点からなされることになる。社会的尊厳と地位尊厳は、集団の一員が尊厳規範を遵守することによって尊厳づけられ評価的尊重を受けるのか、集団の一員に対して周囲の人が尊厳規範を遵守することで尊厳づけ承認尊重を与えるのか、によって区別される——実際、Killmister は地位尊厳が集団の外部の人々に対して尊重を要求することを認めている（Killmister, 2020, p. 58）。

尊厳規範を以上のように理解することは Killmister の用語法からの逸脱ではあるが、いくつかの利点を有している。

まず、尊厳の侵害を尊厳規範から統一的に理解することが可能になる。Killmisterによれば、本人によって尊厳規範が守られないことで社会的尊厳が損なわれ、他者の干渉はその不遵守を惹起するがゆえに尊厳を侵害するのに対し、地位尊厳の侵害は、ある集団の一員を（集団の内外を問わず）周囲の人が適切に扱い損ねることによって生じる。このように社会的尊厳と地位尊厳を同一の基準（尊厳規範としての地位ルールへの違反）から捉えることで、個人が属する集団の地位による尊厳として両者を統一的に説明し、さらに、個人による尊厳規範の受け入れを前提とする個人的尊厳との違いを明確化することができる。社会的尊厳と地位尊厳は集団のメンバーシップに基づく尊厳であるため、本人の認識にかかわらず尊重の対象となり、尊厳規範の遵守・不遵守によって、尊厳が尊重されたり侵害されたりする。この構造を理解すれば、非直接的侮辱のように、特定集団のメンバーシップを有する個人が直接的に侮辱にさらされていないにもかかわらず尊厳を侵害される事例を適切に説明することができる。

また、集団の地位と尊厳の結びつきを明確化したことで、不可視化の事例のように、特定集団に固有の尊厳を説明することも容易になる。Killmisterも認めるように、尊厳は人間や市民といった特殊な集団のみを基礎にした概念ではなく、それに伴いさまざまな集団に固有の尊厳規範が存在する。ある集団の一員が尊厳を持つかどうかは、当該集団やその一員に対して何らかの尊厳規範が認められているかによる。たとえ市民一般としての地位を承認されていても、当該集団に固有の地位が承認されていない場合には、その集団に固有の尊厳が尊重されているとは言えない。このことは、集団の地位に基づく尊厳という慣習主義的な尊厳理解をとることの帰結であるが、この点を明確にするためにも以上の統一的説明は役立つ。

これらは「なぜ集団の地位と結びつくルールを遵守すべきか」の基底的理由を与えるものではないが、「どのように集団の地位と結びつくルールへの違反や否定が集団の地位を脅かすか」について説明を与えている。そして、この分析に基づいて尊厳侵害のあり方を詳しく見てみると、Killmisterの説明では十分に捉えきれなかった尊厳侵害のメカニズム、すなわち、尊厳の「無効化」の重要性が明らかになる。次節では、尊厳の無効化について詳しく検討する。

4 尊厳の無効化

本節では、慣習主義的で集団に注目した尊厳の存立についての考えや、それに基づいて社会集団——特にマイノリティ集団——のメンバーをターゲットにした尊厳侵害のメカニズムを指摘するという目的を Killmister と共有し、これを毀損・蹂躪・破壊とは概念的に区別される「無効化」という尊厳侵害のメカニズムについて説明することで推し進める。Killmisterによる尊厳侵害のメカニズムの類型がいずれも尊厳規範やそれによって構成される地位を前提としたふるまいを問題としているのに対し、尊厳の無効化は、個人が尊厳規範に従って尊厳づけられることを妨害するだけでなく、個人がそれによって尊厳づけられるための前提である集団の地位を攻撃することによって行われる尊厳の侵害である。尊厳の無効化とは、集団の基底ルールを直接否定したり、地位ルールを否定した扱いを通じて基底ルールを否定したりすることによって、集団の地位と結びついた個人の尊厳を否定することである。これは単に個人に対して地位ルールに反した扱いをすることとは区別される。ここでは、無

効化の二つの形式を説明し、同時にこの説明が本論文の冒頭で指摘した三つの説明的条件を満たすことを示す。

4.1 二つの形式の無効化

尊厳の無効化は、集団の地位と結びついた尊厳規範の妥当性そのものを否定する尊厳侵害のメカニズムである。ここではまず、前節の整理に従って、集団の地位を基礎づける基底ルールの妥当性を否定する仕方に少なくとも二つの形式があることを指摘する。これを認めることで、無効化と Killmister による尊厳侵害の類型化との繋がりや差異を明確にすることができる。

第一に、基底ルールを直接的に否定するふるまいを想定することができる。基底ルールは、ある集団が特定の地位を有する条件を規定するルールであり、尊厳規範の遵守によって主体が尊厳づけられるための前提条件を規定する。このルールを無効なものとして提示することは、主体が尊厳規範を遵守したとしても、集団の有する地位の観点から尊厳づけられることを否定することを意味し、ひいては、主体の属するコミュニティの地位が一定の尊重に値することそのものを否定することも意味する。

特定のマイノリティ集団にとってそれを遵守することが望ましい、あるいは必須であるような規範を、何の拘束力もない無意味なものとして喧伝したりすることは、その集団が規範の遵守によって促進するような価値ある地位を有することを否定し、その規範の遵守によって尊厳づけられることを否定する行為である。たとえば、上述の不可視化の事例において、マイノリティ集団 Y の一員であることによって他集団と異なる扱い・配慮を受ける必要があることを認めず、画一的に市民としての尊厳の尊重を強調したり、「ただのでっち上げ利益集団」などと本来は存在しないもののようによこしまに揶揄したりすることは、集団 Y であることによる固有の地位の否定、すなわち、集団 Y の尊厳の無効化を意味する。より具体的には、ヘイトスピーチの中でも、マイノリティへの配慮・尊重としてなされている様々な政策を辞めることを訴えるようなもの（言語教育・歴史的経緯に基づいた在留資格の廃止など）は、その集団がその地位に基づく個別的な尊重に値しないことを示している点で尊厳の無効化であると考えられる。

また、非直接的侮辱の事例についても、集団に属する個人に対する尊厳の毀損がないにもかかわらず、集団のメンバーシップに伴う地位そのものを否定する尊厳侵害のメカニズムとして位置付けることができる。埋没の事例では、S さん本人はマイノリティ集団 Y のメンバーとみなされていないにもかかわらず、Y のメンバーシップ条件を満たすことによって Y としての尊厳を有し、無効化の危機に晒される。誤認の事例においても、マイノリティ集団 Y のうち特定個人が非難に晒されているわけではないが、Y に属する人々は犯罪者という尊重に値しない地位と結びつけられることによって、尊厳を無効化されている。ヘイトスピーチが実際に集団のメンバーシップを持つ特定個人に向けられていなくとも、そこでは、集団の地位に結びついた尊厳規範の妥当性を否定するヘイトスピーチを通じて、集団全体に尊厳侵害が波及している^{*18}。

^{*18} この点について匿名査読者より「既にメンバーがいない社会的集団」（現時点で構成要素が空集合であるような社会的カテゴリー）の地位について指摘があった。たとえば、古代ローマ人に対して「自分たちでは哲学者の 1 人も生み出せな

第二に、地位ルールとしての尊厳規範の妥当性を否定すること（尊厳規範を破ること＝尊厳の毀損）を通じて、間接的に基底ルールを否定するようなふるまいも考えることができる。地位ルールは、基底ルールの条件を満たして一定の地位にある対象の扱いを規定するルールであり、尊厳規範として理解される場合には、特定の集団のメンバーシップを有することを理由として一定の尊重ある扱いを要求するものである。地位ルールの無効化は、ある集団の一員に対して、そのメンバーシップによって要求される特定の扱いをしないことで、そもそも当該集団のメンバーシップがそうした尊重ある扱いに値しない（基底ルールに妥当性がない）かのようにシグナリングするものとして理解できる。

このような尊厳の無効化の例としては、直接的侮辱が派生的に無効化を生じさせるような事例を考えることができる。直接的には個人をターゲットに攻撃するような言説であっても、その人が属する集団において前提にされる尊厳規範の妥当性を否定していれば、その言説は尊厳の無効化として機能する。たとえば、ある個人が遵守している特定の規範を廃棄されるべき邪悪なものであるかのように批判するとき、その規範が当該個人の属する集団の尊厳規範であるならば、その批判は当該個人の尊厳を毀損すると同時に、当該集団の尊厳を無効化していると言える。この例は、非直接的侮辱の例と異なり、特定個人に対する尊厳の毀損が正面から認められる（尊厳の毀損と無効化が同時に生じている）。

さらに、特定集団に一定の地位を認めながらも、その集団に固有の尊厳規範の妥当性を認めないような扱いも無効化の例として挙げられる。たとえば、マイノリティ集団に特有の慣習をあからさまに軽視するようなふるまいは、たとえその集団の地位を形式的には認めていても、実質的には集団に属する個人全体の尊厳の無効化を行っていると言える。また、Killmaster は、黒人（ブラウンやキングといった個人）が市民としての地位に基づく扱いを享受できないことを、実際には市民の地位を有するにもかかわらず市民として扱われない事例として提示するが、その事例では同時に、当該個人は明確に黒人としての地位を認められながら、そのメンバーシップに値する扱いが公然と否定されている。それは市民に対する尊厳規範としての地位ルールへの違反、すなわち尊厳の毀損でありながら、黒人の地位に市民としての地位が伴うことの否定、すなわち黒人の尊厳の無効化でもある。

このことから、無効化という尊厳侵害の概念化が個別性条件を満たすことがわかるだろう。無効化は社会的カテゴリーの地位を構成する基底ルールの否定として説明されるため、特定集団ごとの尊厳という考え方を許容する。尊厳は人間や市民といったある種の普遍的なタイプにとどまらず、社会集団ごとに異なる内容を持った尊厳規範によって実現・支持される。

また、無効化という尊厳侵害のメカニズムは、特定の尊厳規範の妥当性の否定にとどまらず、集団の地位そのものの否定にまで及ぶ点で、毀損・蹂躪・破壊とは概念的に区別され、集団の規範を前提に特定個人を貶めるような尊厳の毀損・蹂躪・破壊にはとどまらない効果を持つ。無効化が集団の地位に基づく尊厳規範の違反、すなわち尊厳の毀損を伴ってなされることからわかるように、尊厳の無

かった血に塗れた人々」と言うことが、古代ローマ人という集団の地位に基づく尊厳侵害を構成するかを考えることができる。本論文の立場では、メンバーに対する直接的侮辱だけでなく、非直接的侮辱も集団の地位に基づく扱いを否定することで尊厳侵害を構成する。そのような行為が集団の地位を否定する場合には、尊厳の無効化に該当する。しかし、「古代ローマ人」という集団のメンバーはすでに存在しないために、無効化によって侵害を被る特定個人は存在しないことになる。

効化は Killmister による説明に暗黙に含まれる構造を明示化したものである。しかし、尊厳の毀損が集団の地位に結びついた尊厳規範への違反を伴い、蹂躪や破壊が個人を尊厳規範の適用対象から排除するのに対し、無効化は、特定集団の尊重に値する地位そのものを否定することによって、その集団に属する個人の尊厳を侵害している。

そして、尊厳の無効化の説明は、集団の地位と個々の尊厳規範の結びつきを明確化することで、個々の尊厳規範への違反が集団全体に波及する尊厳侵害のメカニズムを示していると言える。すなわち、無効化の説明は、波及メカニズム条件を満たしている。波及メカニズムを伴う尊厳の無効化の構造は、ある種の尊厳の侵害行為が個人だけでなくその個人が属する集団全体にとっても脅威であることを示している。集団の地位に結びついた尊厳規範を無効化することは、本来その規範の遵守を通じて尊厳づけられるべき集団全体に対する規範的帰結をもたらす。

	前提にすること	侵害のメカニズム
尊厳の蹂躪・破壊・毀損	尊厳規範をもつ集団の存在	攻撃の対象や効果が及ぶ範囲は、その攻撃を直接受ける個人である。
尊厳の無効化	個人が特定の尊厳規範の対象になることや社会的地位にあることを否定して、尊厳への尊重の基礎を失わせる。	尊厳規範をもつ集団の地位を否定する。メンバー全体に対して尊厳侵害の影響が及ぶ。

表 2: 尊厳の蹂躪・破壊・毀損と尊厳の無効化

4.2 無効化と社会的な影響力

最後に、無効化の説明が非対称性条件を満たすことを確認しよう。無効化という尊厳侵害のメカニズムを示したことで、個人の尊厳に対する侵害が、集団に固有の地位を帰属し、その遵守によって尊重を要求する尊厳規範と密接に結びついていることを理解することができる。集団の地位が周囲の人たちによる尊厳規範の尊重によって構成されていることは、尊厳の侵害における社会集団の権力・規模の問題を考える上で非常に重要である。

尊厳を基礎付けるような社会的地位を割り当てるのは、それを割り当てるだけの立場や影響力を持った人々である。ただ個人が尊厳規範を尊重しないことよりも、地位の割り当て（集団的受容）に影響を与えることのできる人たちが尊厳規範に従わないことはとりわけ重大な帰結を招く。

第一に、規範を受容し地位を割り当てる人々がその地位にとって重要な立場にある場合が考えられる。Killmister の挙げる例では、ある人が博士であることをその娘が認めないことと、学会の参加者がそれを認めないことには重大な違いがあると指摘される（Killmister, 2020, pp. 114–5）。第二に、地位を割り当てる人々の規模や権力が問題となる。ある集団が一定の尊重ある扱いを要求するような

地位を有することを、その集団を取り巻くより大規模な集団が否定することは、その集団の尊厳を掘り崩す。Killmister も、集団の地位を承認する十分な影響力を持った人々がその地位の承認を拒否することが、重大な侵害をもたらすことを指摘している (Killmister, 2020, p. 115)。

こうした影響力の問題は、ただ実践上の問題であるだけでなく、集団の地位が尊厳規範の尊重によって構成されるという慣習的な尊厳のあり方に密接に関連した問題である。Searle によって構成的ルールが宣言という言語行為の一形式とみなされていることはすでに確認した (cf. Searle, 2010, p. 97)。宣言は、それを人々が受け入れることによって地位の割り当てを実現する。いわば、構成的ルールとは、人々に受容されることで社会的現実を作り出すシグナルなのである。基底ルールに結びついた地位ルールとしての尊厳規範も同様に捉えるならば、それは人々に一定の尊重あるふるまいを求めるシグナルであり、かつ、それに従って実際に尊重あるふるまいがなされることで、ある集団が尊厳を持ったものとして構成されるという効果を持つ。逆に人々が特定集団に対してまったく尊重ある扱いを行わない場合、その集団の尊厳ある地位は掘り崩されてしまう。この尊厳の根本的な脆弱性は、尊厳の慣習的性格に伴う構造上の問題である。

そしてこの構造によって、尊厳の無効化はマイノリティ集団にとって深刻な問題として立ち現れる。マイノリティ集団の地位を構成する基底ルールや地位ルールを（直接にでも間接にでも）否定することは、その地位やそれに結びついた尊重ある扱いを否定するシグナリングとして機能する。尊厳の無効化をマジョリティ集団の一員が行うことは、すなわち、マイノリティを尊重に値する地位を有する集団として承認しないことが可能であるマジョリティ集団のメンバーに対してそれを呼びかけることである。このことは、集団の地位に基づく尊厳が究極的には周囲の人々のふるまいに依存する慣習的なものであることを意味する。したがって、集団の地位に根拠を置く尊厳はマジョリティを含む人々の承認なしには成立し得ず、根本的に脆弱である。そして、この脆弱性を尊厳理解の中心の特徴とする点で、本論文の立場は徹底して慣習主義的である。

もちろん、マイノリティ集団がその集団内で独自に尊厳規範を遵守し、その遵守を集団外のマジョリティに対しても要求することは可能である。Killmister も、そのことを指摘している (Killmister, 2020, p. 58)。しかし、とりわけ基底ルールや地位ルールが法のような成文化・制度化されたルールとして確立されていない場合には、それらのルールの変更や破棄に対して影響力を持つのは、それらを「受け入れる」かどうか決定できるような規模や影響力を持った集団である。そして、その集団による受容そのものが個々の尊厳規範の遵守を通じてなされることは、Hindriks と Guala の述べる通りである。

以上のように、尊厳の無効化という侵害のメカニズムを概念化することで、尊厳が集団の地位に基づいた規範によって構成され、その不承認によって集団の地位を左右できるマジョリティこそが特に効果的に侵害を行いうるという尊厳の構造上の問題を指摘することができる。マイノリティ集団 Y に対するマジョリティ集団 X のヘイトスピーチ、すなわち集団 Y の地位に対する否定的宣言は、集団 Y の地位の構成に対して集団 X が強い影響を及ぼすことができるという点で尊厳の侵害を引き起こすのに対し、マイノリティ集団 Y によるヘイトスピーチへのカウンターは、規模と影響力の観点で集団 X の地位を否定する——つまり、無効なものとして構成する——ことができないという点で、（少なくとも）尊厳の無効化として概念化することは困難である。この説明は、集団の規模や影響力

の非対称性に感応的である点で、現実の尊厳侵害のあり方を適切に捉えていると言える。すなわち、無効化は非対称性条件を満たす尊厳侵害の説明である。

もっとも、ある集団が別の集団の地位を脅かす影響力を持つマジョリティであるか、それとも相対的に無力なマイノリティであるかは、多分に文脈依存的である。たとえば、ある地域社会ではマジョリティであるような集団が、よりグローバルな視点ではマイノリティである可能性は十分に想像できる。この文脈依存性こそが、ある言説が一定の社会環境のもとでヘイトスピーチであり別の社会環境ではヘイトスピーチではない理由（あるいは、それが不正な尊厳の侵害であるかどうか）を説明し、尊厳の慣習主義的理解のもっともらしさを際立たせるため、無効化を説明する際に前提となるこの社会環境を特定することは、無効化のメカニズムの説明にとって重要な課題となる。

また、規範の妥当性を承認した上でそれを過度に強調し、特定集団を完全な「他者」として対等に扱うようなふるまいは、無効化には含まれない。たとえば、特定民族が固有の地位を有することを認めながら、「私たち」と共通の価値基準を有さないような集団として扱い、統合の可能性を否定することは、それ自体無効化ではない——もちろん、それが他の仕方でも尊厳を侵害していたり、実際には無効化であったりする（たとえば、対等なはずの集団の尊厳規範をまったく意に介さず、規範の妥当性を否定している）可能性はあるが。したがって、無効化はどのような言説も無限定に尊厳侵害として数え入れる反証不可能な理論ではなく、一定の集団間の関係（非対称性）を前提する特定の尊厳侵害のメカニズムの説明として理解されなければならない。加えて注記すると、無効化はヘイトスピーチなどによる尊厳侵害のメカニズムの一つであり、他のメカニズムでのヘイトスピーチによる尊厳侵害の指摘を妨げるものではない。

5 まとめ

本論文では、マイノリティ集団のメンバーが尊厳を侵害されるという状況に対抗するという目的のもと、尊厳の無効化という集団に基づいた尊厳侵害のメカニズムの一つである尊厳の無効化について論じた。尊厳の無効化とは、集団の地位を構成する基底ルール of 妥当性を否定することを意味し、その形式は二つに区別することができる。また、無効化という尊厳侵害の説明は、集団の地位と個々の尊厳規範の結びつきを確認することで、本論文冒頭に挙げた三つの説明条件を充足する。第一に、尊厳規範は集団の地位と結びついており、集団ごとに異なる規範的要求を示す（個別性条件）。第二に、集団の地位の否定が重大な意義を持つのは、その集団の地位を左右できるような影響力を持つ人々によってなされる場合である。この点で、マイノリティとマジョリティには非対称性がある（非対称性条件）。第三に、個人の尊厳はその人が属する集団の地位と結びついている尊厳規範の遵守によって構成されるため、尊厳規範の妥当性を否定することは、直接の対象であるか否かにかかわらず、集団のメンバー全体に影響を及ぼす（波及メカニズム条件）。

以上のような3つの条件を満たす尊厳侵害のメカニズムの説明は、典型的なヘイトスピーチによる尊厳侵害についてだけでなく、第二章で挙げたような一見して尊厳侵害を伴うがその説明が難しい事例についても扱うことができる。つまり、集団的な尊厳に訴えたヘイトスピーチの擁護がなぜ不適切なのかを説明できる。また目の前の人の属性について曖昧さや誤認のある状況での非直接的侮辱の事

例や集団について明示的に攻撃するというよりも不可視化を行うような事例についても、その尊厳侵害のメカニズムを説明することができる。これは、尊厳の無効化の説明が、「誰」を攻撃しているのかではなく、「どの集団の地位」を攻撃しているのかに説明の焦点を移していることによる利点である。

本論文では特にヘイトスピーチないし差別的な表現について扱ったが、より一般的な差別的取扱いがマイノリティ集団のメンバーの尊厳を侵害するメカニズムの説明としても用いるという可能性を否定するものではなく、むしろそのような応用は今後の展開として期待されるものである。また、ヘイトスピーチという問題との関連では、名誉毀損罪や侮辱罪によってヘイトスピーチを処罰できるかという法学上の問題に対しての示唆を取り出すことも期待されるだろうが、これは課題としたい。このような更なる問題への応答を展開する基礎として、尊厳の無効化という尊厳侵害メカニズムについて明らかにしたことが本論文の到達点であると言える。

最後に注記すれば、マイノリティ集団のメンバーへの尊厳侵害を批判するという目的を達する手段は尊厳の無効化について論じることに限られず、尊厳侵害という観点を採用することにも限られないかもしれない。本論文の議論は、マイノリティ集団が抵抗することを支援する他の試みを排除するわけではない。様々な仕方でのこのような抵抗がなされること、その一つとして尊厳の無効化という尊厳侵害の説明が助けになり、目的に合った議論を喚起することを望んでいる。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP24KJ0877・JP25K16490 の助成を受けたものである。また、本論文の執筆過程において、オンライン政治理論研究会、東京法哲学研究会、尊厳学の確立 B01 班 & B04 班合同ワークショップにおいて報告の機会をいただいた。そして、匿名の査読者二名からは、本論文の草稿に対して有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

文献一覧

- Ásta, (2018), *Categories We Live By: The Construction of Sex, Gender, Race, and Other Social Categories*, Oxford University Press.
- Darwall, S. L., (1977), “Two Kinds of Respect” *Ethics*, 88(1): 36–49.
- Gilabert, P., (2018), *Human Dignity and Human Rights*, Oxford University Press.
- Herz, M. & P. Molnar, (2012), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Responses*, Cambridge University Press.
- Hindriks, F. & F. Guala, (2015), “Institutions, Rules, and Equilibria: A Unified Theory” *Journal of Institutional Economics*, 11(3): 459–80.
- Killmister, S., (2020), *Contours of Dignity*, Oxford University Press.
- Perry, M. W., (2023), “The Dignitarian Return” *European Journal of Political Theory*, 24(2): 299–309.
- Ritchie, K., (2015), “The Metaphysics of Social Groups” *Philosophy Compass*, 10(5): 310–21.

- Searle, J. R., (1995), *The Construction of Social Reality*, The Free Press.
- , (2010), *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*, Oxford University Press.
- Waldron, J., (2012a), *Dignity, Rank, and Rights*, Oxford University Press.
- , (2012b), *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press. (=谷澤正嗣, 川岸令和 訳 (2015)『ヘイト・スピーチという危害』みすず書房) .
- Zylberman, A., (2025), *Dignity and Rights*, Cambridge University Press.
- 朝日新聞, (2024 年 3 月 10 日), 「「ヘイトスピーチ」に市民団体抗議、アイヌ民族テーマのシンポめぐり」 <https://www.asahi.com/articles/ASS3B5HW9S3BIPE002.html>(最終閲覧: 2025/12/20).
- 梶原健祐, (2021), 「ヘイトスピーチに対する差止め請求に関する一考察：事前抑制禁止法理との関係を中心に」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社, 19–40.
- 櫻庭総, (2021), 「集団呼称による個人に対する名誉毀損罪成立の可能性：集団侮辱に関する近年のドイツ連邦裁判所判決」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社, 41–60.
- 産経新聞, (2025 年 5 月 7 日), 「自民・護る会「わが国を非難する口実を与える」戦後 80 年の有識者会議中止を政府に要請」 <https://www.sankei.com/article/20250507-VU2RRAIEMJP6ZK25BIFKNXQ3AU/>(最終閲覧: 2025/12/20).
- 玉蟲由樹, (2021), 「ヘイトスピーチと尊厳」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社, 157–75.
- 中村英樹, (2021), 「地方公共団体によるヘイトスピーチ対策の現況」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社, 82–101.
- 桧垣伸次, (2021), 「ヘイトスピーチ解消法と非規制的施策」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社, 82–101.

著者情報

佐々木梨花（東京大学法学政治学研究科博士後期課程）

吉原雅人（京都大学大学院法学研究科特定助教）